

法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会 第1回会議配布資料	5
-----------------------------------	---

情報通信技術の進展等への対応に関する
刑法・刑事訴訟法等の改正（概要）

第1 刑法等の一部を改正する法律（昭和62年法律第52号）

1 改正の概要

- (1) 電磁的記録とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚をもつて認識することができない方式により作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいうものとする。こと。（刑法第7条の2関係）
- (2) 公務員に対して虚偽の申立てをし、権利、義務に関する公正証書の原本たるべき電磁的記録に不実の記録をさせた者は、5年以下の懲役又は1000円以下の罰金に処するものとする。こと。（同法第157条第1項関係）
- (3) (2)に記載した電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、不実の記録をさせた者と同じの刑に処するものとする。こと。（同法第158条第1項関係）
- (4) ア 人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作つた者は、5年以下の懲役又は1000円以下の罰金に処するものとする。こと。（同法第161条の2第1項関係）
イ アの罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、10年以下の懲役又は2000円以下の罰金に処するものとする。こと。（同条第2項関係）
ウ 不正に作られた権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を、アの目的で人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録を不正に作つた者と同じの刑に処するものとする。こと。（同条第3項関係）
エ ウの未遂罪は罰するものとする。こと。（同条第4項関係）
- (5) 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正の指令を与え、又はその他の方法で、電子計算機に使用目的にそうべき動作をさせず、又は使用目的にたがう動作をさせて、人の業務を妨害した者は、5年以下の懲役又は2000円以下の罰金に処するものとする。こと。（同法第234条の2関係）
- (6) 第246条のほか、人の事務処理に用いる電子計算機に虚偽の情報若しくは不正の指令を与えて財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪、変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人をしてこれを得させた者は、10年以下の懲役に処するものとする。こと。（同法第246条の2関係）
- (7) 公務所の用に供する電磁的記録又は権利、義務に関する他人の電磁的記録を毀棄した者は、公務所の用に供する文書又は権利、義務に関する他人の文

書を毀棄した者と同様に処罰するものとする。 (同法第258条及び第259条関係)

2 改正の趣旨

電子情報処理組織の普及の結果、各般の事務の処理が電子計算機によって行われるようになり、その形態が大きく変化しつつあることに伴い、このような新たな事務処理の形態にかかわる不正行為が少なからず発生するとともに、今後その増加が懸念される。これら不正行為の中には、現行刑法により的確な対応が可能な従来の事務処理形態の下における不正行為と同様の行為でありながら、現行の諸規定ではこれを的確に処罰することが困難なものあるいはその被害の重大さにかんがみ現行の法定刑では必ずしも適切に対応しがたいものがあるものと認められるのであります。

そこで、このような状況にかんがみ、電子情報処理組織において用いられる電磁的記録について、その不正作出及び供用並びに毀棄を処罰する規定を設けること、電子情報処理組織による大量迅速な情報処理によって行われる業務を妨害する行為を処罰する規定を設けること、債権、債務の決済等が電磁的記録を用いて自動的に行われる事務処理の形態を利用して財産上不法の利益を得る行為を処罰する規定を設けることの三点につき、緊急に刑法の整備を行う必要があると考えたものであります。

第2 刑法の一部を改正する法律（平成13年法律第97号）

1 改正の概要

(1) 支払用カード電磁的記録不正作出等

ア 人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であって、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作った者は、10年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとし、預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作った者も、同様とすること。（第163条の2第1項関係）

イ 不正に作られたアの電磁的記録を、アの目的で、人の財産上の事務処理の用に供した者も、アと同様とすること。（同条第2項関係）

ウ 不正に作られたアの電磁的記録をその構成部分とするカードを、アの目的で、譲り渡し、貸し渡し、又は輸入した者も、アと同様とすること。（同条第3項関係）

エ アの目的で、ウのカードを所持した者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。（第163条の3関係）

(2) 支払用カード電磁的記録不正作出準備

ア (1)のアの犯罪行為の用に供する目的で、(1)のアの電磁的記録の情報を取得した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとし、情を知って、その情報を提供した者も、同様とすること。（第163条の4第1項関係）

イ 不正に取得された(1)のアの電磁的記録の情報を、(2)のアの目的で保管した者も、(2)のアと同様とすること。（同条第2項関係）

ウ (2)のアの目的で、器械又は原料を準備した者も、(2)のアと同様とすること。（同条第3項関係）

(3) 未遂罪

(1)のアからウまで及び(2)のアの罪の未遂は、罰するものとする。（第163条の5関係）

2 改正の趣旨

クレジットカード、プリペイドカードなど、コンピュータ処理のための電磁的記録を不可欠の構成要素とする支払用カードは、広く国民の間に普及し、今日では、通貨、有価証券に準ずる社会的機能を有するに至っておりますが、近時、これら支払用カードの電磁的記録の情報を不正に取得してカードを偽造するなどの犯罪が急増しており、国際的な規模で、また、組織的に敢行されることも少なくない現状にあります。

ところが、現行法上、このような偽造カードの所持やカードの電磁的記録の

情報の不正取得などの行為が犯罪化されておらず、この種事犯に対し適切な処罰を行うことが困難な状況にあるほか、その現に果たしている社会的機能の共通性にもかかわらず、適用される条項はカードの種類によって区々であり、その内容も有価証券等に関する罰則との均衡を欠くに至っているなど、これら支払用カードに対する不正行為に的確に対応できる法整備が必要となっております。

そこで、この法律案は、このような状況を踏まえ、支払用カードに対する社会的信頼を確保するため、刑法を改正し、所要の罰則整備を行おうとするものであります。

第3 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）

1 改正の概要

(1) 不正指令電磁的記録作成等

ア 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、(ア)又は(イ)に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。同法第168条の2第1項関係)

(ア) 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録
(イ) (ア)に掲げるもののほか、(ア)の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録

イ 正当な理由がないのに、ア(ア)に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、アと同様とすること。(同条第2項関係)

ウ イの未遂は、罰するものとする。同条第3項関係)

(2) 不正指令電磁的記録取得等

正当な理由がないのに、(1)アの目的で、(1)ア(ア)又は(イ)に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するものとする。同法第168条の3関係)

(3) わいせつな電磁的記録に係る記録媒体等の頒布等

ア わいせつな電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科するものとし、電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とすること。(同法第175条第1項関係)

イ 有償で頒布する目的で、アの物を所持し、又はアの電磁的記録を保管した者も、アと同様とすること。(同条第2項関係)

(4) 電子計算機損壊等業務妨害の罪の未遂

電子計算機損壊等業務妨害の罪の未遂は、罰するものとする。同法第234条の2第2項関係)

(5) 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体からの複写

ア 裁判所は、差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消

去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は他の記録媒体を差し押さえることができるものとする。 (刑事訴訟法第99条第2項関係)

イ 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、アの処分をすることができるものとする。 (同法第218条第2項関係)

ウ ア又はイの場合には、差押状又は差押許可状に、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならないものとする。 (同法第107条第2項、第219条第2項関係)

(6) 記録命令付差押え

ア 裁判所は、必要があるときは、記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）をすることができるものとする。 (同法第99条の2関係)

イ 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、記録命令付差押えをすることができるものとする。 (同法第218条第1項関係)

ウ 記録命令付差押状及び記録命令付差押許可状には、記録させ又は印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ又は印刷させるべき者を記載しなければならないものとする。 (同法第107条第1項、第219条第1項関係)

エ ウのほか、記録命令付差押えについて所要の規定の整備を行うものとする。

(7) 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法

ア 差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押状の執行をする者は、その差押えに代えて(ア)又は(イ)の処分をすることができるものとし、公判廷で差押えをする場合も、同様とする。 (同法第110条の2関係)

(ア) 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

(イ) 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

イ 押収物がアにより電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた他の記録媒体で留置の必要がないものである場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者が異なるときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならないものとする。 (同法第123条第3項関係)

ウ ア及びイは、検察官、検察事務官又は司法警察職員がする差押えについて準用するものとする。 (同法第222条第1項関係)

(8) 電磁的記録に係る記録媒体の差押状の執行を受ける者等への協力要請

ア 差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押状又は捜索状の執行をする者は、処分を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができるものとし、公判廷で差押え又は捜索をする場合も、同様とすること。 (同法第111条の2関係)

イ アは、裁判所がする検証について準用するものとする。 (同法第142条関係)

ウ アは、検察官、検察事務官又は司法警察職員がする差押え、捜索又は検証について準用するものとする。 (同法第222条第1項関係)

(9) 保全要請等

ア 検察官、検察事務官又は司法警察員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者等に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができるものとし、この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至ったときは、当該求めを取り消さなければならないものとする。 (同法第197条第3項関係)

イ アにより消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、30日を超えない範囲内で延長することができるものとし、ただし、消去しないよう求める期間は、通じて60日を超えることができないものとする。 (同条第4項関係)

ウ アの求め又は第197条第2項の捜査関係事項照会を行う場合において、

必要があるときは、みだりにこれらの要請に関する事項を漏らさないよう求めることができるものとする。 (同条第5項関係)

(10) 電磁的記録の没収に関する規定

ア 不正に作られた電磁的記録又は没収された電磁的記録に係る記録媒体を返還し、又は交付する場合には、当該電磁的記録を消去し、又は当該電磁的記録が不正に利用されないようにする処分をしなければならないものとする。 (同法第498条の2第1項関係)

イ 不正に作られた電磁的記録に係る記録媒体が公務所に属する場合において、当該電磁的記録に係る記録媒体が押収されていないときは、不正に作られた部分を公務所に通知して相当な処分をさせなければならないものとする。 (同条第2項関係)

2 改正の趣旨

近年、コンピュータが広く社会に普及し、その機能も高性能化が一層進んで複雑かつ多様な情報を処理することが可能になっているとともに、世界的な規模のコンピュータ・ネットワークが形成され、コンピュータとそのネットワークが極めて重要な社会的基盤となっております。このような情報技術の発展に伴い、いわゆるコンピュータ・ウイルスによる攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪など、サイバー犯罪が多発するとともに、証拠収集等の手続の面においても、コンピュータや電磁的記録の特質に応じた手続を整備する必要が生じております。加えて、サイバー犯罪は、容易に国境を越えて犯され得るものであり、国際的な対策が極めて重要となっているところ、平成16年4月に国会において承認されたサイバー犯罪に関する条約は、国際的に協調してサイバー犯罪に効果的に対処する上で、重要な意義を有するものであります。

(中略)

そこで、この法律案は、このような近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情に鑑み、これらの犯罪に適切に対処するとともに、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、刑法、刑事訴訟法、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律その他の法律を改正し、所要の法整備を行おうとするものであります。

第4 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）

1 改正の概要（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正）

(1) 犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大

ア 検察官又は司法警察員は、(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合において、当該(ア)から(ウ)までに規定する犯罪（(イ)及び(ウ)にあっては、その一連の犯罪をいう。）の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の実行に関連する事項を内容とする通信（以下このアにおいて「犯罪関連通信」という。）が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の発する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号（以下「電話番号等」という。）によって特定された通信の手段（以下「通信手段」という。）であつて、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪関連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く。）又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受をすることができるものとする。（第3条第1項関係）

(ア) 別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるもの（別表第二に掲げる罪にあっては、当該罪に当たる行為が、あらかじめ定められた役割の分担に従つて行動する人の結合体により行われるものに限る。（イ）及び(ウ)において同じ。）であると疑うに足りる状況があるとき。

(イ) 別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、これらの犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

a 当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと同一又は同種の別表第一又は別表第二に掲げる罪

b 当該犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される別表第一又は別表第二に掲げる罪

(ウ) 死刑又は無期若しくは長期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪が別表第一又は別表第二に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

イ 別表を別表第一とし、別表第二を追加して同表に次に掲げる罪を掲げる

こと。(別表第一、別表第二関係)

(ア) 爆発物取締罰則の爆発物の使用の罪(未遂罪を含む。)

(イ) 刑法の現住建造物等放火、殺人、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕等致死傷、未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、窃盗、強盗(第236条第1項の罪に限る。)、強盗致死傷、詐欺(第246条第1項の罪に限る。)、電子計算機使用詐欺又は恐喝(第249条第1項の罪に限る。)の罪(いずれも未遂罪を含む。)

(ウ) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の児童ポルノ等の不特定若しくは多数の者に対する提供等又は不特定若しくは多数の者に対する提供等の目的による児童ポルノの製造等の罪

(2) 暗号技術を活用する新たな傍受の実施方法の導入

ア 定義

(ア) この法律において「暗号化」とは、通信の内容を伝達する信号その他の信号であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの(以下「原信号」という。)について、電子計算機及び変換符号(信号の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下同じ。)を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた変換符号と対応する変換符号(以下「対応変換符号」という。)を用いなければ復元することができないようにすることをいい、「復号」とは、暗号化により作成された信号(以下「暗号化信号」という。)について、電子計算機及び対応変換符号を用いて変換処理を行うことにより、原信号を復元することをいうものとする。

(第2条第4項関係)

(イ) この法律において「一時的保存」とは、暗号化信号について、その復号がなされるまでの間に限り、一時的に記録媒体に記録して保存することをいうものとする。(同条第5項関係)

(ウ) この法律において「再生」とは、一時的保存をされた暗号化信号(通信の内容を伝達する信号に係るものに限る。)の復号により復元された通信について、電子計算機を用いて、音の再生、文字の表示その他の方法により、人の聴覚又は視覚により認識することができる状態にするための処理をすることをいうものとする。(同条第6項関係)

イ 暗号技術を活用する新たな傍受の実施方法によることについての許可等

(ア) ウ(ア) a の許可又はエ(ア)の許可の請求は、第4条第1項の請求をする際に、検察官又は司法警察員からこれをしなければならないものとする。こと。(同条第3項関係)

(イ) 裁判官は、(ア)の請求があったときは、(ア)の請求を相当と認めるときは、当該請求に係る許可をするものとする。こと。(第5条第3項関係)

(ウ) 裁判官は、(イ)によりウ(ア) a の許可又はエ(ア)の許可をするときは、傍受令状にその旨を記載するものとする。こと。(第6条第2項関係)

(エ) 裁判所書記官その他の裁判所の職員は、次の a 又は b に掲げる場合には、裁判官の命を受けて、当該 a 又は b に定める措置を執るものとする。こと。(第9条関係)

a 傍受令状にウ(ア) a の許可をする旨の記載があるとき ウ(ア) a による暗号化に用いる変換符号及びその対応変換符号を作成し、これらを通信管理者等(通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者(会社その他の法人又は団体にあつては、その役職員)又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。)に提供すること。

b 傍受令状にエ(ア)の許可をする旨の記載があるとき 次の(a)から(c)までに掲げる措置

(a) エ(ア)による暗号化に用いる変換符号を作成し、これを通信管理者等に提供すること。

(b) (a)の変換符号の対応変換符号及びオ(イ) a による暗号化に用いる変換符号を作成し、これらを検察官又は司法警察員が傍受の実施に用いるものとして指定した特定電子計算機(エ(イ)に規定する特定電子計算機をいう。)以外の機器において用いることができないようにするための技術的措置を講じた上で、これらを検察官又は司法警察員に提供すること。

(c) (b)の検察官又は司法警察員に提供される変換符号の対応変換符号を作成し、これを保管すること。

ウ 一時的保存を命じて行う通信傍受の実施の手續

(ア) 一時的保存

a 検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を受けて、通信管理者等に命じて、傍受令状の記載するところに従い傍受の実施をすることができる期間(第19条の規定により傍受の実施を終了した後の期間を除く。)内において検察官又は司法警察員が指定する期間(当該期間の終期において第18条の規定により傍受の実施を継続することができる

ときは、その継続することができる期間を含む。以下「指定期間」という。)に行われる全ての通信について、イ(エ) aにより提供された変換符号を用いた原信号(通信の内容を伝達するものに限る。)の暗号化をさせ、及び当該暗号化により作成される暗号化信号について一時的保存をさせる方法により、傍受をすることができるものとし、この場合における傍受の実施については、第13条の規定は、適用しないものとする。こと。(第20条第1項関係)

b 検察官又は司法警察員は、aによる傍受をするときは、(イ) fの手続の用に供するため、通信管理者等に対し、(イ) fの手続が終了するまでの間 aによる傍受をする通信の相手方の電話番号等の情報を保存することを求めることができるものとし、この場合には、第17条第2項後段の規定を準用するものとする。こと。(第20条第3項関係)

c 通信管理者等がbの電話番号等の情報を保存することができないときは、検察官又は司法警察員は、これを保存することができる通信事業者等に対し、(イ) fの手続の用に供するための要請である旨を告知して、(イ) fの手続が終了するまでの間これを保存することを要請することができるものとし、この場合には、第17条第3項後段の規定を準用するものとする。こと。(第20条第4項関係)

d 検察官及び司法警察員は、指定期間内は、傍受の実施の場所に立ち入ってはならないものとする。こと。(同条第5項関係)

e 検察官及び司法警察員は、指定期間内においては、aに規定する方法によるほか、傍受の実施をすることができないものとする。こと。(同条第6項関係)

f aによる傍受をした通信の復号による復元は、(イ) aによる場合を除き、これをすることができないものとする。こと。(同条第7項関係)

(イ) 再生の実施

a 検察官又は司法警察員は、(ア) aによる傍受をしたときは、傍受の実施の場所において、通信管理者等に命じて、(ア) aにより一時的保存をされた暗号化信号について、イ(エ) aにより提供された対応変換符号を用いた復号をさせることにより、(ア) aによる傍受をした通信を復元させ、同時に、復元された通信について、bからeまでに定めるところにより、再生をすることができるものとし、この場合における再生の実施(通信の再生をすること並びに一時的保存のために用いられた記録媒体について直ちに再生をすることができる状態で一時的保存の状況の確認及び暗号化信号の復号をすることをいう。以下同じ。)につい

ては、第11条から第13条までの規定を準用するものとする。 (第21条第1項関係)

b 検察官又は司法警察員は、aによる復号により復元された通信のうち、傍受すべき通信に該当する通信の再生をすることができるほか、傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の再生をすることができるものとする。 (同条第3項関係)

c 検察官又は司法警察員は、aによる復号により復元された通信のうち、外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であって、再生の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の再生をすることができるものとし、この場合には、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならないものとする。 (同条第4項関係)

d 検察官又は司法警察員は、aによる復号により復元された通信の中に、第15条に規定する通信があるときは、当該通信の再生をすることができるものとする。 (第21条第5項関係)

e 第16条の規定は、aによる復号により復元された通信の再生をする場合について準用するものとする。 (第21条第6項関係)

f 検察官又は司法警察員は、(ア) aによる傍受をした通信について、これが傍受すべき通信若しくはdにより再生をすることができる通信に該当するものであるとき、又はb若しくはcによる傍受すべき通信に該当するかどうかの判断に資すると認めるときは、(イ) bによる求め又は(イ) cによる要請に係る電話番号等のうち当該通信の相手方のものの開示を受けることができるものとし、この場合には、第17条第1項後段の規定を準用するものとする。 (第21条第7項関係)

g aによる再生の実施は、傍受令状に記載された傍受ができる期間内に終了しなかったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間の終了後できる限り速やかに、これを終了しなければならないものとする。 (同条第8項関係)

h aによる再生の実施は、傍受の理由又は必要がなくなったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であっても、その開始前にあってはこれを開始してはならず、その開始後にあってはこれを終了しなければならないものとし、ただし、傍受の理由又は必要がなくな

るに至るまでの間に一時的保存をされた暗号化信号については、傍受すべき通信に該当する通信が行われると疑うに足りる状況がなくなったこと又は傍受令状に記載された傍受の実施の対象とすべき通信手段が被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているものではなくなったこと若しくは犯人による傍受すべき通信に該当する通信に用いられると疑うに足りるものではなくなったことを理由として傍受の理由又は必要がなくなった場合に限り、再生の実施をすることができるものとする。こと。(同条第9項関係)

(ウ) 暗号化信号の消去

- a 通信管理者等は、(イ) a による復号が終了したときは、直ちに、(ア) a により一時的保存をした暗号化信号を全て消去しなければならないものとする。こと。(第22条第1項前段関係)
- b 検察官又は司法警察員は、(イ) a による再生の実施を終了するとき又は(イ) h により再生の実施を開始してはならないこととなったときに、(ア) a により一時的保存をされた暗号化信号であつて(イ) a による復号をされていないものがあるときは、直ちに、通信管理者等に命じて、これを全て消去させなければならないものとする。こと。(同条第2項関係)

エ 特定電子計算機を用いる通信傍受の実施の手續

- (ア) 検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を受けて、通信管理者等に命じて、傍受の実施をしている間に行われる全ての通信について、イ(エ) b (a)により提供された変換符号を用いた原信号(通信の内容を伝達するものに限る。)の暗号化をさせ、及び当該暗号化により作成される暗号化信号を傍受の実施の場所に設置された特定電子計算機に伝送させた上で、次のいずれかの傍受をすることができるものとし、この場合における傍受の実施については、第13条の規定は適用せず、bによる傍受については、ウ(ア) b 及びcを準用するものとする。こと。(第23条第1項関係)
 - a 暗号化信号を受信すると同時に、イ(エ) b (b)により提供された対応変換符号を用いて復号をし、復元された通信について、第3条及び第14条から第16条までに定めるところにより、傍受をすること。
 - b 暗号化信号を受信すると同時に一時的保存をする方法により、当該暗号化信号に係る原信号によりその内容を伝達される通信の傍受をすること。
- (イ) (ア)に規定する「特定電子計算機」とは、次に掲げる機能の全てを有する電子計算機をいうものとする。こと。(第23条第2項関係)

- a 伝送された暗号化信号について一時的保存の処理を行う機能
 - b 伝送された暗号化信号について復号の処理を行う機能
 - c (ア) aによる傍受をした通信にあつてはその傍受と同時に、(エ)による再生をした通信にあつてはその再生と同時に、全て、自動的に、暗号化の処理をして記録媒体に記録する機能
 - d 傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時、(ア) aによる傍受をした通信の開始及び終了の年月日時、(エ)による再生をした通信の開始及び終了の年月日時その他政令で定める事項に関する情報を伝達する原信号を作成し、当該原信号について、自動的に、暗号化の処理をしてcの記録媒体に記録する機能
 - e cの記録媒体に記録されるcの通信及びdの原信号について、c及びdに掲げる機能により当該記録媒体に記録すると同時に、暗号化の処理をすることなく他の記録媒体に記録する機能
 - f 入力された対応変換符号(イ(エ) b(b)により提供されたものに限る。)がbに規定する復号以外の処理に用いられることを防止する機能
 - g 入力された変換符号(イ(エ) b(b)により提供されたものに限る。)がc及びdに規定する暗号化以外の処理に用いられることを防止する機能
 - h aに規定する一時的保存をされた暗号化信号について、bに規定する復号をした時に、全て、自動的に消去する機能
- (ウ) 検察官及び司法警察員は、傍受令状に(ア)の許可をする旨の記載がある場合には、(ア)に規定する方法によるほか、傍受の実施をすることができないものとする。 (同条第3項関係)
- (エ) 検察官又は司法警察員は、(ア) bによる傍受をしたときは、傍受の実施の場所において、(ア) bにより一時的保存をした暗号化信号について、特定電子計算機((イ)に規定する特定電子計算機をいう。(カ)及びオ(イ) aにおいて同じ。)を用いて、イ(エ) b(b)により提供された対応変換符号を用いた復号をすることにより、(ア) bによる傍受をした通信を復元し、同時に、復元された通信について、ウ(イ) bからeまでの例により、再生をすることができるものとし、この場合における再生の実施については、第11条及び第12条の規定並びにウ(イ) fからhまでを準用するものとする。 (第23条第4項関係)
- (オ) (ア) bによる傍受をした通信の復号による復元は、(エ)による場合を除き、これをすることができないものとする。 (同条第5項関係)
- (カ) 検察官又は司法警察員は、(ア) bにより一時的保存をした暗号化信号に

については、特定電子計算機の機能により自動的に消去されるもの以外のものであっても、(エ)による再生の実施を終了するとき又は(エ)において準用するウ(イ)hにより再生の実施を開始してはならないこととなったときに、(エ)による復号をしていないものがあるときは、直ちに、全て消去しなければならないものとする。こと。(同条第6項関係)

オ 傍受をした通信の記録等

(ア) 一時的保存を命じて行う傍受の場合

a ウ(ア) aによる傍受の場合にあつては、ウ(イ) aによる再生をした通信について、全て、録音その他通信の性質に応じた適切な方法により記録媒体に記録しなければならないものとする。こと。(第24条第1項前段関係)

b ウ(ア) aによる傍受の実施の場合にあつては、ウ(イ) aによる再生の実施を中断し又は終了するとき、その時に使用している記録媒体に対する記録を終了しなければならないものとする。こと。(同条第2項関係)

c ウ(イ) aによる再生をした通信をaにより記録した記録媒体については、再生の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人にその封印を求めなければならないものとし、再生の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。こと。(第25条第2項関係)

(イ) 特定電子計算機を用いる傍受の場合

a エ(ア)による傍受をしたときは、特定電子計算機及びイ(エ) b (b)により提供された変換符号を用いて、傍受をした通信(エ(ア) bによる傍受の場合にあつては、エ(エ)による再生をした通信。以下このaにおいて同じ。)について、全て、暗号化をして記録媒体に記録するとともに、傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時、傍受をした通信の開始及び終了の年月日時その他政令で定める事項について、暗号化をして当該記録媒体に記録しなければならないものとする。こと。(第26条第1項関係)

b エ(ア)による傍受の実施(エ(ア) bによるものの場合にあつては、エ(エ)による再生の実施)を中断し又は終了するとき、その時に使用している記録媒体に対する記録を終了しなければならないものとする。こと。(同条第3項関係)

c aにより記録をした記録媒体については、傍受の実施の終了後(傍受の実施を終了する時にエ(ア) bにより一時的保存をした暗号化信号で

あってエ(エ)による復号をしていないものがあるときは、再生の実施の終了後)、遅滞なく、第25条第4項に規定する裁判官に提出しなければならないものとする。 (第26条第4項関係)

2 改正の趣旨

現行法上薬物銃器犯罪等に限定されている対象犯罪に、殺人、略取・誘拐、詐欺、窃盗等の罪を追加するとともに、暗号技術を活用することにより、傍受の実施の適正を確保しつつ、通信事業者等の立会い・封印を伴うことなく、捜査機関の施設において傍受を実施することができることとするなどの措置を講じるものであります。